

## Q7. 償還免除に関すること

Q1. どうしたら償還免除になりますか？

A1. お貸ししている資金種類ごとに償還免除申請の時期が異なります。小口、総合（初回）につきましては、令和3年度または令和4年度に借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割・所得割の両方）の場合、償還免除の対象となります。

Q2. 免除申請をしたのですが、いつ頃結果がわかるのですか？

A2. 令和4年9月以降に郵送で通知いたします。

Q3. 借りた本人が亡くなっている場合、償還免除になりますか？

A3. 償還免除の要件に該当しますので、相続人等がお手持ちの封筒に、特例貸付事務センター専用の郵便番号「119-0213」と「特例貸付事務センター行」を記入し（住所の記入は不要）、借受人死亡届及び死亡したことが確認できる書類（例：死亡診断書の写し・住民票の除票）を送付してください。ただし、亡くなった後に送金された貸付金については償還免除にはなりません。

[\(借受人死亡届は東京都社会福祉協議会のHPからダウンロードできます。\)](#)

Q4. 償還免除の申請はいつまでできますか？

A4. 令和4年の申請は、令和4年8月31日まで（消印有効）になります。

Q5. 償還免除の申請期間に間に合いそうもないのですが、どうすればいいですか？

A5. 申請期限（令和4年8月31日）以降は、受付けることができません。

Q6. 非課税の場合は全部まとめて（4資金とも）免除になりますか。

A6. 償還免除の判定は資金ごとに行います。小口及び総合（初回）は令和4年度、総合（延長）は令和5年度、総合（再貸付）は令和6年度に行います。

Q7. 生活保護を受けるようになったのですが、償還免除になりますか？

A7. 償還開始以降に生活保護を受給した場合は、償還免除の要件に該当します。

Q8. 住民票を分けた場合はどうなるのですか？（住所の変更は無いが単身世帯に変わっている等）

A8. 償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当しません。

Q9. 申請時と償還免除申請時で世帯主が入れ替わっている場合はどうなりますか？

A9. 償還免除を受けるために、世帯主の変更をした場合は償還免除に該当しません。

Q10. 令和3年9月以降に小口・総合を借りた人の償還免除手続き時期はいつですか？

A10. 手続き期間は令和4年8月31日まで（消印有効）です。なお、免除案内通知は令和4年4月以降に発送予定です。

Q11. 償還免除の手続きはいつまでですか？

A11. 令和4年8月31日までです。

Q12. 据置期間中に自己破産した場合はどうなりますか？

A12. 自己破産の申立てをし免責決定が確定すると、破産手続開始後の借金や、税金、罰金などを除き、債務を返済する必要がなくなります。

Q13. 私は償還免除になりますか？

A13. 令和4年に償還免除の手続きができるのは、小口と総合（初回）です。令和3年度又は令和4年度に借受人、借受人の世帯主が両方とも「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除になります。

Q14. 償還免除の申請はどのようにしたらよいですか？

A14. 償還開始前に（据置期間中）に特例貸付事務センターから借受人の方へ直接ご案内をお送り致します。案内到着後、免除申請される場合は下記書類の提出が必要となります。

- ・免除申請書
- ・「借受人」または、「借受人」と「世帯主」の非課税証明書
- ・世帯員全員の住民票

Q15. どうして償還免除にならないのか？

A15. 借受人またはその世帯主が課税対象者である場合は免除になりません。  
（住民税を払っているため）

Q16. 自分が償還免除になるかどうかわかりません。（判定対象となる課税条件）

A16.

①小口 ②総合（初回）については

令和3年度又は令和4年度に借受人、借受人の世帯主が両方とも「住民税均等割、所得割

どちらも非課税」であれば免除になります。

③総合（延長）

借受人、借受人の世帯主が両方とも令和5年度が「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除になります。

④総合（再貸付）

借受人、借受人の世帯主が両方とも令和6年度が「住民税均等割、所得割どちらも非課税」であれば免除になります。

Q17. いつ免除かわかりますか？

A17. 令和4年9月頃に償還免除になったかどうか償還免除承認（不承認）決定通知でお知らせします。

Q18. 免除にならなかったらどうしたらよいのか？

A18. 償還の手続きが必要となります。預金口座振替依頼書で引き落とし口座を届け出てください。

Q19. 借入時に別世帯でしたが、婚姻等により世帯状況が変更し、償還時に世帯主となった場合、償還免除になりますか？

A19. 借受人の住民税が非課税であれば償還免除の対象となります。世帯主の転入日が記載された住民票の提出が必要です。

Q20. コロナに感染してしまったので、免除してほしいのですが。

A20. 免除対象の要件をご確認ください。新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる償還免除要件に該当しません。

Q21. 総合（延長）、総合（再貸付）の償還免除スケジュールをもう少し詳しく知りたいです。

A21. 総合（延長）は令和5年4月、総合（再貸付）は令和6年4月に免除申請の案内を行い、申請期間はそれぞれ4月から8月を予定しています。案内の中に免除申請書を同封しますので、案内が届くのをお待ちください